



発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- …(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課)…
- 都市計画の変更(九件)……………
- …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課・交通企画課・街路計画課・市街地整備部防災都市づくり課)…
- 都市計画事業の認可……………
- …(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- …(都市整備局市街地整備部再開発課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………
- …(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)…
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………
- …(同)…
- 都道の区域変更……………
- …(建設局道路管理部路政課)…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………
- …(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)…

- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一件)……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………
- …(下水道局)…
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………
- …(同)…

告示

●東京都告示第九百三十八号
 東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三三七	雑誌	GUSH COMICS	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四三三八	書籍	Charles Comics No. 21	同右
		トロける快感ソク墮ち悪魔	
		株式会社メディアソフト	

●東京都告示第九百三十九号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 都市計画の種類
 東京都市計画用
 第一種中高層 削除する部分
 住居専用地域 中野区中野四丁目及び足立区谷中四丁目各地内
 第一種住居地域 追加する部分
 第一種住居地域 追加する部分
 近隣商業地域 追加する部分
 足立区谷中四丁目地内
- 二 関係図書の縦覧
 場 所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに中野区役所及び足立区役所

●東京都告示第九百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項

において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

臨海副都心青海地区地区計画
変更する部分
江東区青海一丁目、青海二丁目及び品川区東八潮各地内

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)並びに江東区役所及び品
川区役所

●東京都告示第九百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

品川駅周辺地追加する部分
港区港南二丁目地内
変更する部分

港区港南一丁目、港南二丁目、芝

浦四丁目、高輪二丁目、高輪三丁目及び三田三丁目各地内

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び港区役所

●東京都告示第九百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画下水道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画下水道

削除する部分
千代田区大手町二丁目地内

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び千代田区役所

●東京都告示第九百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画下水道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画下水道

廃止する部分
品川区東大井二丁目地内

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び品川区役所

●東京都告示第九百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都市高速鉄道

変更する部分
第一号線分岐線
港区高輪二丁目地内

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

●東京都告示第九百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京

都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都市高速鉄道

京浜急行電鉄

変更する部分

湘南線

港区高輪二丁目地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

●東京都告示第九百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により福生都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

福生都市計画道路

路

追加する部分

三・四・二号

福生市北田園一丁目及び大字熊川
字下河原各地内

削除する部分

福生市北田園一丁目及び北田園二丁目各地内

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

●東京都告示第九百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画防災街区整備方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画防災街区整備方針

千代田区、中央区及び港区を除く
特別区の市街化区域全域

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

●東京都告示第九百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 足立区
二 都市計画事業の 東京都市計画公園事業足立第二・二

種類及び名称 . 百五十五号舍人三丁目第二公園
三 事業施行期間 令和四年六月十七日から令和九年三月三十一日まで
四 事業地 収用の部分
足立区舍人三丁目地内
使用の部分
なし

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第九百四十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき月島三丁目南地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

月島三丁目南地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年十一月五日から令和十年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区月島三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区月島三丁目二十四番五号

五 変更の内容

令和二年十一月五日

六 事業計画の変更の認可の年月日

事業施行期間を令和十一年三月三十一日まで延長する。

令和四年六月十七日

●東京都告示第九百五十号

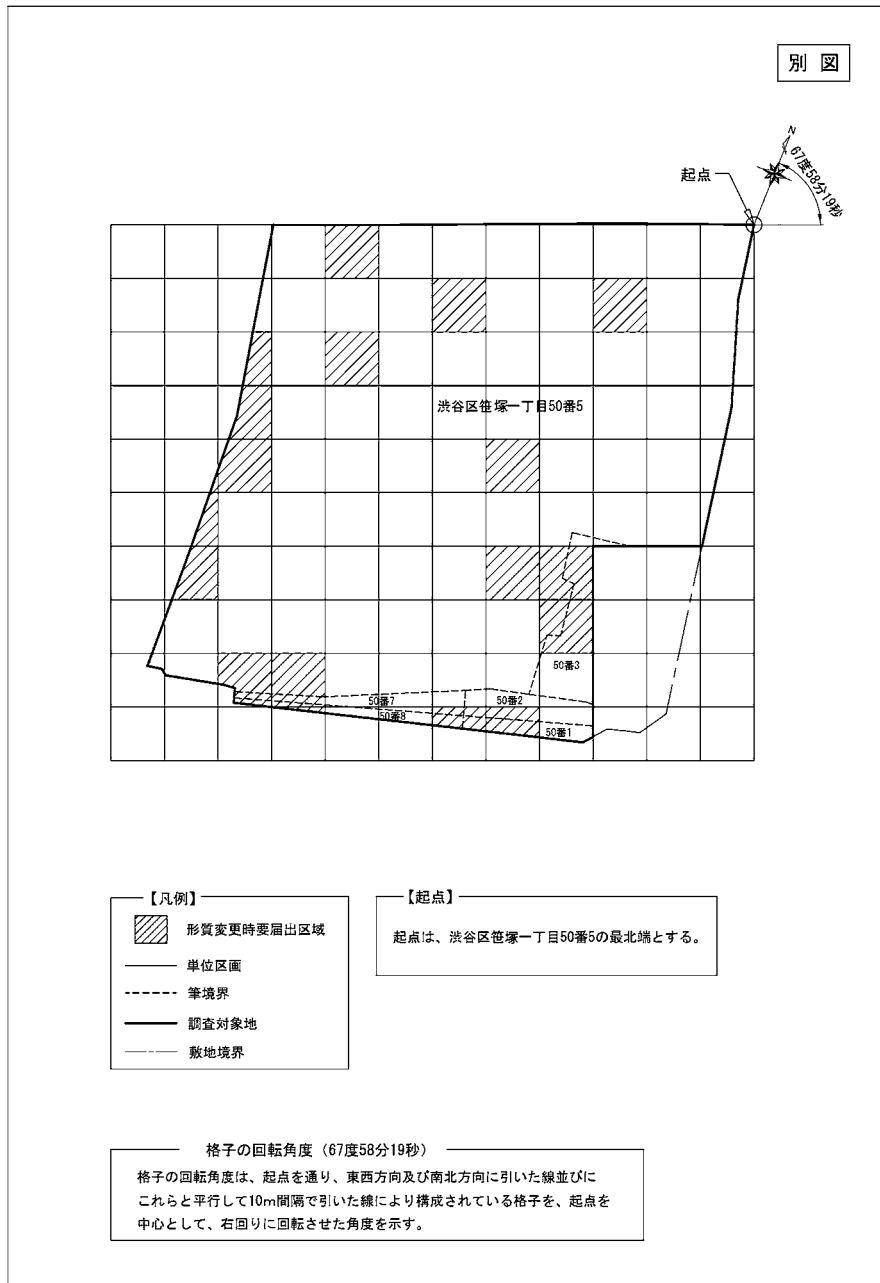
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（渋谷区笹塚一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 形質変更時要届出区域
- 単地区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 敷地境界

【起点】

起点は、渋谷区笹塚一丁目50番5の最北端とする。

格子の回転角度（67度58分19秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百五十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の二十四第四項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援（児童発達支援センターでないもの）

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ブランサ	ブランサデイサービスセンター	町田市小山町4319-2	令和4年3月31日
株式会社おもちゃ箱	おもちゃ箱まちだ	町田市木曽西3-18-2-2階	同 日
有限会社アヴリオ	コベルプラス 東小金井教室	小金井市梶野町5-11-2 ラシユレ1階	同 日
株式会社福祉ステーションあい	こどもデイサービスほっふ	狛江市和泉本町4-2-13 SANTE SAKAE202	同 日
有限会社アヴリオ	コベルプラス 東久留米教室	東久留米市八幡町2-14-7-2階	同 日
有限会社アヴリオ	コベルプラス 東伏見教室	西東京市富士町4-18-11 フジビル2階	同 日

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人東村山手をつなぐ親の会	山鳩訓練室	東村山市久米川町3-12-31	令和4年3月31日
特定非営利活動法人ブランサ	ブランサデイサービスセンター	町田市小山町4319-2	同 日
株式会社オン・ザ・プラネット	Kidsテラス森野	町田市森野5-14-19 1階	同 日
株式会社おもちゃ箱	おもちゃ箱まちだ	町田市木曽西3-18-2-2階	同 日
特定非営利活動法人ふみ月の会	ふみ月チャレンジたま川	調布市多摩川5-24-18	同 日
株式会社福祉ステーションあい	こどもデイサービスほっふ	狛江市和泉本町4-2-13 SANTE SAKAE202	同 日

サービスの種類 居宅訪問型児童発達支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社アヴリオ	コベルプラス 東久留米教室	東久留米市八幡町2-14-7-2階	令和4年3月31日

サービスの種類 保育所等訪問支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
ベストリハ株式会社	ハッピートライアングル北綾瀬	足立区谷中1-15-8 中原ビル1階	令和4年3月1日
特定非営利活動法人ひの・I-BASYO	クリップーズ	日野市旭が丘1-15-9 旭が丘1丁目ビル2階	令和4年3月31日
有限会社アウリオ	コベルプラス 東伏見教室	西東京市富士町4-18-11 フジビル2階	同 日

●東京都告示第九百五十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
TASUC株式会社	TASUC早稲田教室	新宿区西早稲田1-1-6 バトン・ド・ルージュ早稲田2階	令和4年1月1日
株式会社F	児童発達支援・放課後等デイサービス スマイリーハーツ	大田区雪谷大塚町10-2 K2 2階	同日
株式会社ウッドイ	ナーシングルーム ぼのぼの	葛飾区東金町3-41-27	同日
株式会社LITALICOパートナーズ	LITALICOジュニア西武柳沢教室	西東京市保谷町5-8-13 カーサピアンカ2020 102-B	同日
株式会社SUKI HUG	モンテッソーリ こどものいえ 森下駅前教室	江東区新大橋3-11-15 ソサエティ森下202	令和4年2月1日
一般社団法人CIS	space Kid's con.プ・ア・ブ	豊島区南長崎4-1-1 BAJビル1階	同日
コノアス合同会社	児童発達支援 はぐちるランド水元	葛飾区水元1-26-8 佐藤ビル201	同日
特定非営利活動法人あるく・自律を日指す会	つきのおあしす	日野市百草1042-20 石坂ビル2階	同日
株式会社トヤマ	たまキッズルーム 日野万願寺	日野市万願寺2-37-12 コーポベスト万願寺1階101	同日
一般社団法人うさぎのみみ	うさぎのみみ	西東京市東町1-6-3 中川ビル1階	同日
株式会社アニスビホールディングス	ジュガール放課後デイ(児童発達支援併設)西新小岩	葛飾区西新小岩3-26-5	令和4年3月1日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
TASUC株式会社	TASUC早稲田教室	新宿区西早稲田1-1-6 バトン・ド・ルージュ早稲田2階	令和4年1月1日
株式会社F	児童発達支援・放課後等デイサービス スマイリーハーツ	大田区雪谷大塚町10-2 K2 2階	同日
有限会社訪問介護てんとう虫	放課後等デイサービス事業所 わわわ	板橋区高島平9-1-9 外ロード西台7番館 店舗(15)	同日
株式会社ウッドイ	ナーシングルーム ぼのぼの	葛飾区東金町3-41-27	同日
株式会社ツバサ	放課後等デイサービス つばさクラブ青砥駅前	葛飾区青砥3-27-11 南葛ビル2階	同日
一般社団法人かざまぐみ	放課後等デイサービスあかぐみ上北台	東大和市歳敷2-614-2	同日
合同会社APOLLO	放課後等デイサービス ウィズ・ユア下高井戸	杉並区下高井戸1-22-7 フォンス桜上水1階	令和4年2月1日
Felix株式会社	放課後等デイサービス ここのは	練馬区小竹町1-43-6 アゼリア小竹1階	同日
ブライリンクス株式会社	なないろひろば	足立区綾瀬2-13-11 第87新井ビル2階	同日
合同会社はずの実	せみころん南町田	町田市鶴間5-9-29	同日
株式会社トヤマ	たまキッズルーム 日野万願寺	日野市万願寺2-37-12 コーポベスト万願寺1階101	同日

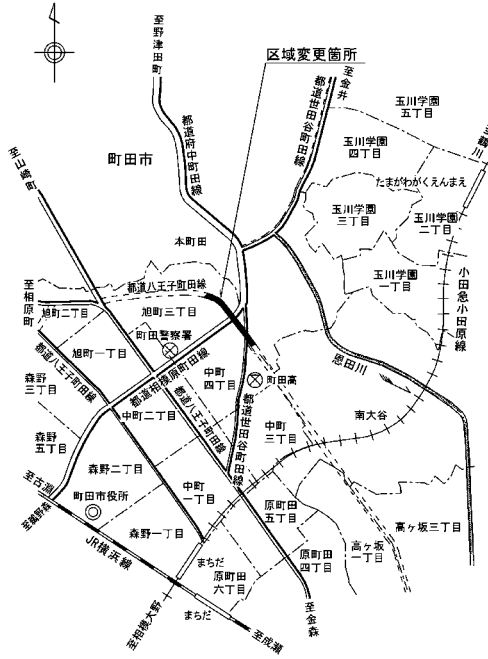
合同会社ウイステリア	放課後等デイサービス白ゆり	府中市佳吉町1-32-12 サンヴィレッジ中河原103	同日
株式会社太陽	重症心身障害児 放課後等デイサービスめろん	江東区枝川2-14-2 岩室ビル1階	令和4年3月1日
ルシッド・ドリーム株式会社	放課後ぶつく洗足池教室	大田区上池台2-15-1 共立上池台ビル2階	同日
一般社団法人みんなのいえ	放課後等デイサービスみのり	杉並区桃井2-1-3 吉田ビル2階	同日
株式会社Lilav	エル放課後等デイサービス	杉並区方南2-12-26 シルバーパレス方南町106B	同日
株式会社レガロファクトリー	studio koti(スタジオ コティ)	板橋区富士見町4-25 シティプラザ富士見町103号室	同日
株式会社アニスビホールディングス	ジュガール放課後デイ(児童発達支援併設)西新小岩	葛飾区西新小岩3-26-5	同日

サービスの種類 保育所等訪問支援

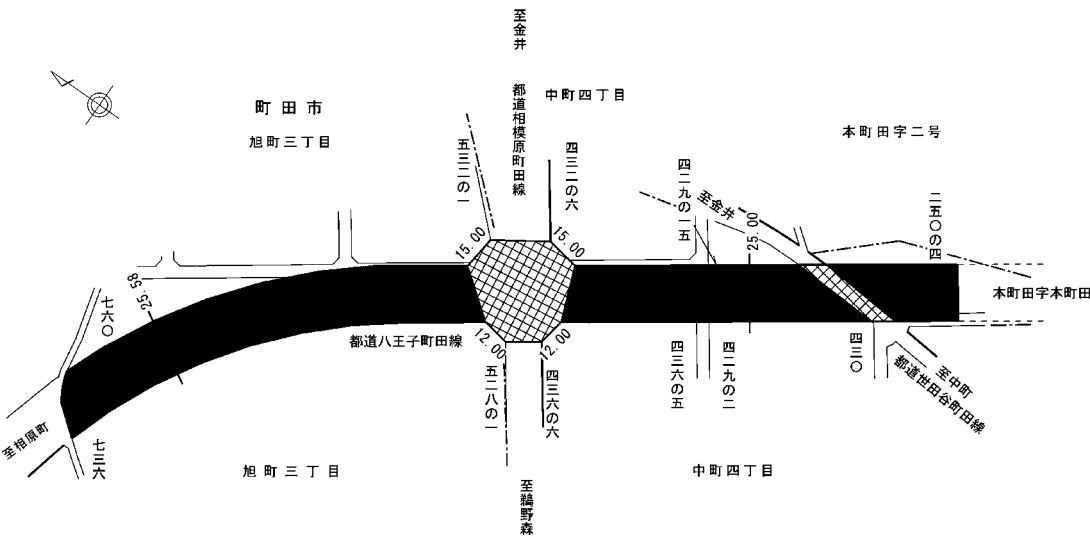
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社LITALICOパートナーズ	LITALICOジュニア西武柳沢教室	西東京市保谷町5-8-13 カーサピアンカ2020 102-B	令和4年1月1日
NPO法人オルフルド	オルフルド目黒	目黒区目黒本町3-15-12 AMNES武蔵小山301	令和4年3月1日

●東京都告示第九百五十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和四年六月十七日から起算して二週

別図
 都道八王子町田線区域変更略図
 町田市旭町三丁目〜本町田



- 編入区域
 延長 四〇九・五三メートル
 面積 八、八六〇・六一平方メートル
- 重用編入区域
 (1) 都道世田谷町田線との重用編入
 延長 四二・〇二メートル
 面積 二六五・六二平方メートル
- (2) 都道相模原町田線との重用編入
 延長 四七・〇二メートル
 面積 一、六〇七・四八平方メートル



間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和四年六月十七日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 八王子町田
 二 変更の区間 町田市旭町三丁目七百三十六番地内から

三 変更の概要
 同市本町田字本町田二百五十番四地内まで
 別図表示のとおり

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九
条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ
ったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進
法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二
百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公
告する。

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称
特定非営利活動法人 R e b i t
- 二 代表者の氏名
薬師 実芳
- 三 主たる事務所の所在地
渋谷区代々木三丁目二十六番二号 新宿カメヤビル四
階

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年六月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

多摩市大字和田字五号四百四
十七番一

神奈川県相模原市緑区橋本
三丁目十一番八号
株式会社イーカム
代表取締役 角田 満

小平市回田町九十一番二並び
に同番三及び百四十一番三の
各一部、百四十六番四、同番
五、同番七並びに同番八

小平市回田町百四十一番地
大野 浩司

西東京市柳沢二丁目百四十九
番五及び百五十番十一の各一
部（第一工区）

西東京市南町六丁目一番五
号ソフィア田無一〇六号
金子左千夫

多摩市大字落川字十九号千三
百六十一番六及び千三百六十
三番一

多摩市愛宕四丁目二十二番
地十一
エヌビーホーム株式会社
代表取締役 川上 清子

清瀬市中里四丁目七百九十四
番十三から同番十五まで

西東京市東伏見三丁目六番
十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更に
ついて届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和四年六月十七日から四月以内に東京都産業労
働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一
号）に到着するように提出してください。
令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名
サミットストア井荻駅前店
- 二 店舗所在地
杉並区井草三丁目四番二十三号
- 三 設置者名
サミット株式会社
- 四 設置者住所
杉並区永福三丁目五十七番十四号
- 五 変更前の店舗名
サミットストア井荻店
- 六 変更後の店舗名
サミットストア井荻駅前店
- 七 変更前の小売業者
の氏名又は名称
サミット株式会社ほか一名
- 八 変更後の小売業者
の氏名又は名称
サミット株式会社
- 九 変更日
令和四年五月十九日ほか
- 十 届出日
令和四年五月二十日
- 十一 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）
- 十二 縦覧期間
令和四年六月十七日から同年十月
十七日まで。ただし、東京都の休
日に関する条例（平成元年東京都
条例第十号）に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。
- 十三 縦覧時間
- 一 店舗名
道玄坂共同ビル
- 二 店舗所在地
渋谷区道玄坂二丁目二十九番一号
- 三 設置者名
道玄坂共同ビル株式会社

四 設置者住所 渋谷区道玄坂二丁目二十九番十九号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社バロックジャパントリーミテッドほか八十二名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社スタイリングライフ・ホールディングスほか七十三名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 三丸商品有限会社ほか十三名

八 変更前の小売業者の住所 港区北青山一丁目二番三号(株式会社サマンサタバサジャパントリーミテッド)ほか

九 変更後の小売業者の住所 港区三田一丁目四番一号(株式会社サマンサタバサジャパントリーミテッド)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名 吉岡 節子(三丸商品有限会社)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名 吉岡 久仁夫(三丸商品有限会社)ほか

十二 変更日 令和三年十二月二十九日ほか

十三 届出日 令和四年五月三十日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 令和四年六月十七日から同年十月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年六月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。
令和四年六月十七日

一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子
二 店舗所在地 ケーズデンキ立川店
三 設置者名 立川市泉町八百四十一番七ほか株式会社立飛リアルエステート
四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地
五 変更前の駐車場の数及び位置 二箇所 店舗東側
六 変更後の駐車場の数及び位置 四箇所 店舗東側ほか

七 変更日 令和四年五月二十日
八 届出日 令和四年五月十九日
九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十 縦覧期間 令和四年六月十七日から同年十月

十一 縦覧時間 十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 町田ビルディング
二 店舗所在地 町田市原町田六丁目二番六号
三 設置者名 株式会社丸井
四 設置者住所 中野区中野四丁目三番二号
五 変更前の駐車場の数及び位置 隔地 八十四台
六 変更後の駐車場の数及び位置 隔地 四十台
七 変更前の閉店時刻 午後九時
八 変更後の閉店時刻 午後十時ほか
九 変更前の駐車場の数及び位置 六箇所 隔地
十 変更後の駐車場の数及び位置 三箇所 隔地

十一 変更日 令和五年一月二十一日ほか
十二 届出日 令和四年五月二十日
十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十四 縦覧期間 令和四年六月十七日から同年十月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分

十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 町田セブンビル
- 二 店舗所在地 町田市原町田六丁目一番六号
- 三 設置者名 町田セブンビル株式会社
- 四 設置者住所 町田市原町田六丁目一番六号
- 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 九十五台
- 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地 三十五台
- 七 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 六箇所 隔地
- 八 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三箇所 隔地
- 九 変更日 令和五年一月二十一日
- 十 届出日 令和四年五月二十日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間 令和四年六月十七日から同年十月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。
令和四年六月十七日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年	指定番号	新商号又は名称	旧商号又は名称	事業所所在地
令和四年四月十五日	三二二四	サノヤス・エンテック株式会社	山田工業株式会社東京支店	中央区日本橋馬喰町二丁目一番一

二 事業所の所在地を変更した事業者

受理年	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
令和四年四月七日	五四五五	株式会社Plan 2	東久留米市下里六丁目五番二十九号	練馬区下石神井五丁目六番三十一号
同日	五〇三七	ウォーターワーク株式会社	江戸川区中央二丁目二番三三	江東区亀戸七丁目九番二
同日	五七二二	株式会社NSK	稲城市大丸三番一	稲城市東長沼四百二十二番地の五

三 代表者を変更した事業者

ル一〇一

受理年	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
令和四年四月十五日	三二二四	サノヤス・エンテック株式会社	白石 貢夫	斉藤三千寿
同月十八日	一四二六	株式会社生田設備工業所	生田 俊一	生田 悠一
同月十二日	四七九六	菱栄設備工業株式会社東京支店	澤田 達史	澤田 孝史
同日	〇三一四	大立工業株式会社	川澄 有	土橋 昇一
同日	二八一五	株式会社太陽設備	八幡 勝哉	高橋 敏夫
令和四年四月二十六日	一三七一	株式会社古川総合設備	古川 俊博	古川 俊雄
同日	二一四〇	太平洋テクニカ株式会社	二階堂浩幸	河合 正三

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。
令和四年六月十七日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

一 指定した事業者

指定番号 商号又は
名称 代表者 事業所所在地

五八一四 株式会社 目黒 崇裕
目黒設備
工業

五八一五 株式会社 三浦 健一
シアンズ

五八一六 吉永設備 吉永 康子
設計

五八一七 株式会社 遠藤 赳人
H I K A
R I

五八一八 株式会社 小村方 仁
小村方設
備工業

五八一九 セーフテ 岡嶋 悟
イーライ
ン

中央区日本橋兜町十
七番二号 兜町第六
葉山ビル四階 M E
T S オ フ イ ス 日本橋
兜町

二 指定年月日
令和四年五月十八日

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

